移動木造応急住宅整備工事（活樹推進プロジェクト事業）
設計・施工一括プロポーザル方式説明書

1　工事概要

（1）工 事 名　　移動木造応急住宅整備工事（活樹推進プロジェクト事業）
（2）工事場所　　県営越谷公園／越谷市大字西新井地内
（3）工事内容　　別紙要求水準書のとおり
（4）工　　期　　契約日から令和９年３月３１日（水）まで
（5）限 度 額　　３１，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　資格要件

公示文のとおり

3　選定基準

資格要件を満たしている者の中から、次の基準に基づき選定する。

評価項目	評価事項	配点
１ 会社の実績	構造材に国産木材又は県産木材を使用した木造建築物の新築、製作・設置又は貸付けを完了させた実績があるか	10
２ 主任（監理）技術者の実績	構造材に国産木材又は県産木材を使用した木造建築物の新築、製作・設置又は貸付けを主任技術者又は監理技術者として完了させた実績があるか	10
３ 技術提案の内容	（１）事業内容を理解し、業務実施方針及び業務工程計画が妥当であるか。	10
	（２）県産木材の活用に関する提案について、妥当性及び具体性があるか。	10
	（３）平時利用及び災害時転用に関する提案について、妥当性及び転用性があるか。	10
	（４）普及啓発に関する提案について、対象者の理解促進効果、県産木材利用及び移動木造応急住宅の普及促進効果が期待できるか。	10
	（５）設計業務における技術提案について、妥当性、的確性（現場条件との整合性等）、創意工夫があるか。	15
	（６）施工業務における技術提案について、妥当性、実現性（関係機関協議、工程管理等）、創意工夫があるか。	15
４ 提案価格	（配点）×（1－（提案価格－基準額）／基準額） ※最も低い提案価格を基準額とする。	10

※1、2の契約実績については、契約の締結日にかかわらず平成 28 年４月１日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する指定出資法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第 140 条の７に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との契約とする。

４　技術提案を求める具体的テーマ

別紙要求水準書を踏まえ、次の具体的テーマについて提案すること。

（１）業務実施方針及び業務工程計画

（２）県産木材の活用

県産木材の使用部位、使用割合、意匠性等の活用方法及び調達体制、その他課題の抽出と解決策等

（３）平時利用及び災害時転用

平時の利用形態、災害時における用途、移設計画等の検討方法及び方向性、その他課題の抽出と解決策等

（４）普及啓発

市町村や民間事業者に対し、県産木材を活用した移動木造応急住宅を効果的に普及するための説明会の開催方法、内容、広報及び成果把握の方法、その他課題の抽出と解決策等

（５）設計業務における技術提案

オフサイト方式による製作・移設を考慮した構造・性能・レイアウト・デザイン等の設計の考え方及び方向性、現場条件や利用形態を踏まえた設備計画（インフラ、建具・家具什器類等）の検討方法、その他課題の抽出と解決策等

（６）施工業務における技術提案

オフサイト方式による建築を考慮した実施体制・施工方法、関係者との調整を含む工程管理の考え方、その他課題の抽出と解決策等

５　手続き

（１）要求水準書等に関する質問

ア　質問受付期間

令和8年１１月１２日（木）午後1時から令和8年１１月１９日（木）午後4時まで

イ　提出方法

質問書（様式７号）に記入の上、「９　窓口・問い合わせ先」あてに電子メールにより提出し、送信後に電話連絡を行うこと。なお、質問書には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

ウ　回答方法

令和８年１１月２４日（火）午後３時までに県ホームページに掲載する。参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認すること。なお、回答は全参加者に適用する。

（２）プロポーザル参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、プロポーザル参加意思表明書（様式１号）を提出する。

ア　提出期間

令和8年１１月１２日（木）午後1時から令和8年１１月２５日（水）午後4時まで

イ　提出方法

「９　窓口・問い合わせ先」あてに電子メールにより提出し、送信後に電話連絡を行うこと。

（３）技術提案書等の提出

参加を希望する者は、下に示す期間内に技術提案書等をＰＤＦ形式で提出する。

ア　提出期間

令和8年１１月２６日（木）午前9時から令和8年１１月３０日（月）午後3時まで

イ　提出方法

「９　窓口・問い合わせ先」あてに電子メールにより提出し、送信後に電話連絡を行うこと。

ウ　提出書類

（ア）技術提案書（様式２号）

（イ）参加資格確認資料（様式３号）

（ウ）法人等の実績（様式４号）

（エ）配置予定技術者の資格・実績（様式５号）

（オ）技術提案の内容（体裁は任意とするが、Ａ４判横とする。）

「４　技術提案を求める具体的テーマ」（１）から（６）のテーマごとに作成すること。

（カ）参考見積内訳書（様式６号）

６　技術提案書提出後の予定

（１）一次選定の有無　　無

（２）ヒアリングの実施

技術提案書についてヒアリングを実施した上で、３の選定基準に基づき審査を行う。ヒアリングは令和８年１２月上旬を予定し、技術提案書を提出した者（資格要件を満たす者に限る）に電子メールにより日時、場所等を通知する。

（３）ヒアリングでの提案説明方法

①提出した技術提案書により説明する。ヒアリング当日に追加資料や参考資料の配付等は認めない。

②説明時間は 20 分以内とし、その後に質疑応答を行う。

③説明は原則として配置予定技術者が行う。

④ヒアリング開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。

⑤出席者は、１者につき５人以内とする。

（４）選定結果通知方法

審査後、技術的に最適な提案を特定し、全参加者に電子メールで通知する。

（５）その他

本契約に際しては、選定により特定された者から限度額を上限とする範囲内で見積書を徴取し、提案内容及び契約条件を協議した上で契約する。

７　審査結果の通知及び公表

（１）審査結果の通知

審査結果については、ヒアリング参加者に通知するとともに、契約候補者の名称を県のホームページで公表する。

（２）審査結果の公表

本工事に係る審査結果として、原則として次の事項を公表する。

・契約件名及び選定方法
・参加申請した全事業者名（ただし、契約候補者以外は仮称）
・審査基準に係る審査項目
・全事業者の得点又は契約候補者の選定順位に係る評価数値

８　その他

（１）契約書作成の要否　要

（２）手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語　日本語

イ 通貨　日本円

（３）提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合は、選定の対象としない。

（４）技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

（５）提出された技術提案書は返却しない。

（６）提出された技術提案書は、選定以外には、提出者に無断で使用しない。

（７）提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は、発注者が認める場合を除き認めない。又、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできない。

（８）技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。

（９）参加者が１者の場合であっても選定を行う。審査の結果、評価点が 60 点以上の場合は技術的な最適案とする。

（10）技術的に最適な者を特定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。

（11）履行確認について

ア　発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合はイの措置をとる。

イ　発注者は提出された技術提案書の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、不履行とみなす。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点）を行う。受注者は、このことにより「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

ウ　このほか、技術提案書の履行確認に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインを準拠する。

（12）技術提案書の虚偽記載について

ア　発注者は契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

イ　発注者は契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-10 点）を行う。受注者は、このことにより埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

ウ　このほか、技術提案書の虚偽記載に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインを準拠する。

9　窓口・問い合わせ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県農林部森づくり課　木材利用推進・林業支援担当

電話　048-830-4318　　電子メール　a4300-11@pref.saitama.lg.jp